

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請します。

令和7年9月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画策定支援業務

2 業務概要

老人福祉法、介護保険法及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「高齢者いきいき甲府プラン（令和9年度から令和11年度）」並びにその関連計画である「第4次甲府市成年後見制度利用促進基本計画」の策定に係る支援業務

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (7) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、官公庁が発注した福祉の分野におけるアンケート調査の分析を踏まえた計画策定等の支援業務を受託し、完了した実績があること。なお、実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

5 手続き

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

福祉部 福祉支援室 長寿介護課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5473

メールアドレス：kaigohoken@city.kofu.lg.jp